

金利軽減項目のご案内

(1) (2) いずれかに該当する場合最軽減後金利にてご利用いただけます。



©よりぞう

(1) 給与振込契約者に該当する場合

給振契約者	「給与振込(農産物販売代金振込を含む)契約者」 かつ 「NISA口座開設し投信つみたてサービスをご利用の方 または JAネットバンク契約者」
--------------	---

(2) (1)該当者以外で、下記【グループ1】より1項目以上かつ、【グループ1およびグループ2】から3項目以上、合計4項目以上に該当する場合

【グループ1】 右記のいずれか1項目 に該当する場合	①NISA口座開設し投信つみたてサービスをご利用の方 ②JAカードローン契約者 ③公共料金等(電気・電話・ガス・水道・税金・NHK・携帯電話)の口座振替2種類以上の契約者 ④年金振込(ご家族を含む)契約者 ⑤他金融機関からの借換
【グループ2】 右記のいずれか2項目 以上に該当する場合	①JAカード契約者 ②JAネットバンク契約者 ③投資信託または個人型確定拠出年金(iDeCo)の契約者 ④定期貯金(期間1年以上、金額100万円以上)契約者 ⑤積立定期(毎月積立額1万円)契約者 ⑥キャッシュレス決済口座連携(メルペイ等) ⑦JAバンクアプリ契約者 ⑧年度末年齢18歳以下の子供もしくは妊婦がいる世帯(ながの子育て家庭優待パスポートの提示) ⑨提携業者よりの仲介案件 ⑩長野県産材CO2固定量認証制度対象住宅 ⑪長野県建築士事務所協会会員が設計・監理住宅 ⑫楽園信州ファミリー会員(会員証を提示された方)